

1 はじめに

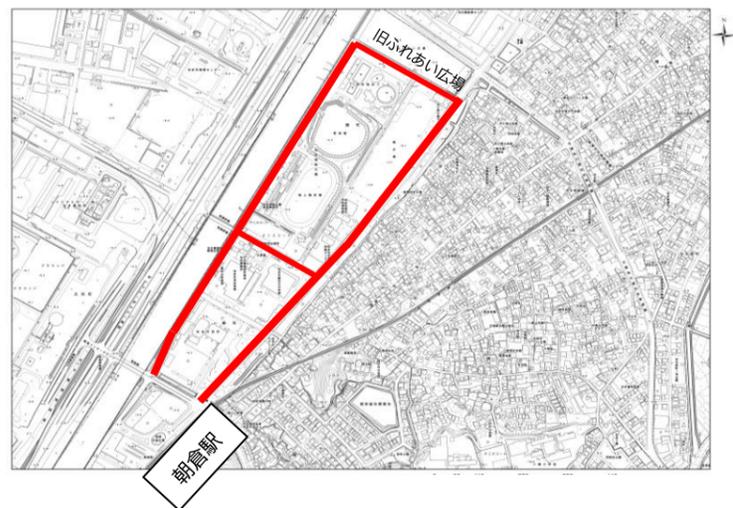
無電柱化をめぐる近年の情勢を踏まえ、平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律（以下「無電柱化法」という。）」が施行されました。さらに、平成30年4月には、国により、無電柱化法第7条の規定に基づいた「無電柱化推進計画」が策定されており、同法第8条では、無電柱化推進計画の策定を市町村の努力義務として規定しています。

本市では、甚大な被害が懸念される南海トラフ地震などに備え、災害に強いまちづくりが求められるとともに、安全で円滑な交通の確保や景観に配慮した魅力的でにぎわいのあるまちづくりが求められています。

2 無電柱化の現状

(1) 本市における無電柱化の現状

本市では、市役所周辺の景観向上のため、朝倉駅から旧ふれあい広場までの区間の無電柱化が図られています。単独地中化方式での無電柱化済の道路延長は約2.6kmです。



3 無電柱化の推進に関する基本的な方針

(1) 無電柱化の対象道路

本市における無電柱化の目的に基づき、以下の道路について優先的に無電柱化を推進する道路として、取組を進めます。

- ア 災害の防止→緊急輸送道路や防災拠点に面している道路
- イ 安全かつ円滑な交通の確保→高齢者や障がい者、子ども連れの方など多くの方が利用する駅や公共施設周辺の道路及び通学路
- ウ 良好な景観の形成→地域における歴史的・文化的資源や観光資源を生かした良好な景観形成を促進することが必要な道路

(2) 無電柱化推進候補路線（(1)に示した道路の中でも優先度が高いア及びイの観点）

表 5-1 無電柱化推進候補路線

| No. | 区域及び路線名 | 無電柱化推進の観点 |
|----------|---|------------------------|
| ① | 市全域(市道大田朝倉線・市道朝倉線・市道東海知多線・市道知多刈谷線他) ※緊急輸送道路 | 防災 |
| ② | 朝倉駅周辺(市道 10503 号線・10270 号線) | 防災・安全かつ円滑な交通の確保 |

②朝倉駅周辺



(3) 無電柱化を推進する区域、区間

ア 優先的に無電柱化を推進する区域→候補路線②：朝倉駅周辺

朝倉駅周辺では、まちの魅力や回遊性をエリア全体で高めることができる朝倉駅周辺整備事業を実施しており、市の防災拠点である知多市役所が立地することからも、まちの防災性を向上させる必要がある区域のため

イ 無電柱化を推進する区間→市道 10503 号線・10270 号線

4 無電柱化推進計画の期間と目標

(1) 無電柱化推進計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3年間

(2) 無電柱化の推進に関する目標

対象区間における無電柱化の実施を目標とします。整備予定延長は、0.30km